伊達地方衛生処理組合企業広告掲載規則

（趣旨）

第１条　この規則は、民間企業等との協働により組合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上を図ることを目的として、組合だより等の資産に掲載を行うことができる民間企業等の広告（以下「企業広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告媒体）

第２条　企業広告を掲載ができる組合の資産（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

（１）　組合だより
（２）　組合ホームページ
（３）　組合が発行するごみ収集カレンダー（伊達市・桑折町・国見町・川俣町分）
（４）　組合の使用する封筒
（５）　組合の刊行物
（６）　その他管理者が掲載を適当と認めるもの

（掲載の基準）

第３条　広告媒体に掲載を行うことができる企業広告は、次の事項に適合するものでなければならない。

（１）　公正かつ真実なものであること。
（２）　住民にいかなる不利益をも与えることのないものであること。
（３）　児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
（４）　品位を保ち、健全な風俗及び慣習を尊重したものであること。
（５）　本組合の条例等及び関係法令並びに社会秩序を遵守したものであること。

２　前項の規定に反するもののほか、次の各号のいずれかの事項に該当する企業広告は、掲載を承認しないものとする。

（１）　組合の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
（２）　政治性又は宗教性のあるもの
（３）　意見広告又は名刺広告及びこれらに類するもの
（４）　投機心又は射幸心をあおるもの及びおそれのあるもの
（５）　組合が広告の対象となるものを推奨しているものと誤解を招く表現のもの
（６）　青少年の健全育成を阻害するもの及びおそれのあるもの
（７）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業に該当するもの
（８）　貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第２条第１項に規定する貸金業に関するもの及びこれに類するもの
（９）　公の秩序又は善良な風俗に反するもの及びおそれのあるもの
（10）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの

(11) 伊達地方衛生処理組合建設工事等入札参加資格制限措置要綱(令和7年告示第3号)に規定する競争入札参加資格制限措置を受けている者
(12) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適当でないと管理者が認めるもの

(掲載の優先順位)

第4条 企業広告の掲載を行うことができる民間企業等の掲載の優先順位は、次の順位によるものとする。

(1) 民間企業等のうち公共性のある企業で、組合管内に事業所等を有するもの
(2) 前号以外の民間企業等で、組合管内に事業所等を有するもの
(3) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が認めるもの

(企業広告の掲載位置等)

第5条 企業広告の掲載を行うときは、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分に配慮しなければならない。

2 企業広告の掲載位置等は、その都度管理者が別に定めるものとする。

(広告料)

第6条 企業広告の掲載に係る料金はその都度管理者が別に定める額とする。

(伊達地方衛生処理組合企業広告掲載審査委員会)

第7条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、伊達地方衛生処理組合企業広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、事務局長、総務課長、業務課長、総務課財政係長及び総務課庶務係長をもって組織する。

3 委員長は、事務局長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指示する委員がその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

7 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ回議による審査をすることができる。

8 委員会の庶務は、総務課財政係及び総務課庶務係が協力して処理する。

(掲載希望者の公募等)

第8条 企業広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)の募集は、組合ホームページ等により行うものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集する企業広告の枠に満たないときは、第4条各号に規定するものに対し、企業広告の掲載について案内をすることができるものとする。

(掲載の申込)

第9条 広告掲載希望者は、企業広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿案その他指定の書類を添えて、管理者に申し込むものとする。

(掲載の決定)

第 10 条　管理者は、前条の申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、当該企業広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を求めるものとする。

２　前項に規定する企業広告の掲載の可否決定において、同一の掲載位置に対し第４条に規定する優先順位を同じくする複数の民間企業等の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

３　管理者は、企業広告の掲載の可否を決定したときは、企業広告掲載承認通知書（様式第２号）又は企業広告掲載非承認通知書（様式第３号）により、申込者に通知するものとする。

（広告内容の承認等）

第 11 条　前条第３項の規定により企業広告掲載が承認された申込者（以下「広告主」という。）は、管理者が指定した期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物等（以下「原稿等」という。）を提出しなければならない。

２　管理者は、提出された原稿等について、掲載することが適当でないと認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

（広告料の納付）

第 12 条　広告料は、掲載の承認後、管理者の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、一括により前納するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告の掲載の取下げ）

第 13 条　広告主は、自己の都合により企業広告の掲載を止めるときは、書面により当該企業広告の掲載の取り下げを管理者に申し出ることができる。

（掲載の取消し）

第 14 条　管理者は、組合の行政運営上支障があるとき又は指定期日までに原稿等を提出しなかったとき若しくは指定期日までに広告料の納付がなかったときは、企業広告の掲載を取り消すことができる。

（広告料の返還）

第 15 条　納付された広告料は、原則として返還しない。ただし、掲載の承認後、広告主の責に帰さない理由により掲載できなかった場合は、この全部又は一部を返還することができる。この場合において、返還する広告料には、利子は付さない。

（広告主の責務）

第 16 条　広告主は、掲載した企業広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

２　原稿等の作成経費は、広告主が負担するものとする。

３　管理者は、第 14 条の規定により企業広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

４　広告主は、企業広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

５　広告主の責に帰すべき理由により企業広告の掲載が適当でなくなったときは、広告主は当該広告主の企業広告を掲載している広告媒体の作成費用額を限度として賠償の責を負うものとする。

（その他）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、企業広告の掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

様式第１号（第９条関係）

企業広告掲載申込書

年　　月　　日

管理者

名称
申込者　代表者氏名　　印
所在地
電話番号
FAX番号

伊達地方衛生処理組合が募集した企業広告の掲載を希望しますので、伊達地方衛生処理組合企業広告掲載規則第９条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

１　掲載を希望する広告媒体の種類

２　添付書類

（１）　広告の原稿案

（２）　事業の説明資料

様式第２号（第10条関係）

年　　月　　日

様

管理者　　印

企業広告掲載承認通知書

先に申し込みのありました本組合が行う企業広告の掲載については、審査の結果、次のとおり承認いたしますので、伊達地方衛生処理組合企業広告掲載規則第10条の規定に基づき通知します。

１　広告媒体の種類

２　版下原稿又は広告物等の提出期限
年　　月　　日

３　広告料納入期限
年　　月　　日

注　次の場合には、企業広告の掲載を取り消すことがあります。
（１）　組合の行政運営上支障があるとき
（２）　指定期日までに版下原稿を提出しなかったとき
（３）　指定期日までに広告料の納付がなかったとき

（事務担当：　　課　　係）

様式第３号（第10条関係）

年　　月　　日

様

管理者　　印

企業広告掲載非承認通知書

先に申し込みのありました本組合が行う企業広告の掲載については、審査の結果、次のとおり承認できませんので、伊達地方衛生処理組合企業広告掲載規則第10条の規定に基づき通知します。

１　掲載を希望された広告媒体の種類

２　承認できない理由

（事務担当：　　課　　係）